

＜協議派遣事業＞ 消費税申告に係る受付前チェックシート

＜私ども税理士は、税理士会の会則に基づき税務支援事業をこの会場で行っています。＞

下記の項目ごと該当する口に✓を入れていただき、この会場で受付できる内容か、必要な資料等はそろっているか、ご確認ください。 消費税申告該当者のみ

1. 申告する内容等について			はい	いいえ
1	前年分の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が400万円を超えている事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く）や、消費税の申告をする方で前々年の課税売上高が3千万円を超えている			
2	土地や建物の売却・交換による収入がある			
3	税理士の関与がある、または税理士の関与がある法人の役員である			
4	亡くなられた方の準確定申告である			

**この会場での受付はできません。
税務署で申告するか、税理士へ依頼してください。**

一つでも「はい」にチェックがある

2. 届出書等の確認について			はい
1	適格請求書発行事業者の登録をしている「R 5年 月 日～適用」		
2	簡易課税制度の届出書を提出している「H・R 年 月 日～適用」		

3. 消費税の計算方法の確認について			はい
1	前々年の課税売上高が1,000万円未満であり、2割特例を選択したい		

4. 申告に必要な資料等について			はい	いいえ
1	「課税取引金額計算表」の作成はできていますか ①簡易課税又は2割特例を利用する方→「収入金額」のみ集計 ②本則課税の方→「収入金額・売上原価・経費」のすべての集計	全ての方		
2	簡易課税で申告する場合、「収入金額」について、第1種事業～第6種事業の区分集計ができていますか	簡易の方		
3	参考資料として ①本年の「青色申告決算書」または「収支内訳書」の控えをお持ちですか ②前年の「青色申告決算書」または「収支内訳書」の控えをお持ちですか ③前年及び前々年の「消費税申告書」の控えをお持ちですか ④本年の帳簿等をお持ちですか（総勘定元帳や出納帳、請求書や領収書など）			/

※集計期間についての例示
 例1)インボイス登録により10月1日より初めて課税事業者となった方 →10/1～12/31(発生主義)
 例2)令和5年分が課税事業者の方 →1/1～12/31(発生主義)

**この会場での受付はできません。
「課税取引金額集計表」の作成について、説明の希望はありますか？ → 希望あり ・希望なし**

**資料等を整えて再度受付してください。
または、税務署で申告するか、税理士へ依頼してください。**

一つでも「いいえ」にチェックがある